

令和4年度 ESG 地域金融促進事業

公募要領

令和4年5月

ESG 地域金融促進事業事務局

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 事業の目的について..... | 3 |
| 2. ESG 地域金融に関する支援について..... | 4 |
| 3. 募集内容・対象者について | 7 |
| 4. 応募書類の提出について | 8 |
| 5. 審査・選定及び結果通知について..... | 9 |
| 6. 事業実施について | 11 |

1. 事業の目的について

パリ協定の成立や持続可能な開発目標（SDGs）の採択などを機に、ESG を考慮した資金の流れが世界的に、かつ急速に広がっております。我が国においても、政府による「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする。」との 2050 年カーボンニュートラル宣言により、脱炭素化に向けた取組が一気に加速しております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、持続可能な社会を前提に経済活動が営まれているとの認識を強める契機となりました。

こうした大きな外部環境の変化に伴い、各地域が主体的に脱炭素や持続可能性に取り組むことが急務となっております。特に、地方自治体等と連携しながらビジネスにつながる可能性をもった地域の ESG 課題を積極的に掘り起し、ファイナンスに関する豊富なノウハウを生かして、その新たな事業構築に関与・協力していくこと（ESG 地域金融）が地域金融機関の役割としてより求められております。

本事業は昨年度に引き続き、地域金融機関に対して、金融機関と地域のステークホルダーとの連携等によるグリーンプロジェクト等の市場調査、将来性・収益性の掘り起こしの実施、地域金融機関に対して地域特性に応じたグリーンプロジェクト等の案件組成支援等の実施を通じて、ESG 要素を考慮した事業性評価のプロセス構築等の検討支援及び地域金融機関内における組織としての ESG 金融取組促進へ向けた仕組みづくり、ESG 要素を考慮した金融機関の取組に関する支援を行います。

2. ESG 地域金融に関する支援について

(1) 支援対象・内容

本事業の対象となる ESG 地域金融に関わる取組内容は、以下の3つのアプローチに大別されます。申請者は3つのアプローチのいずれか、または複数に該当する取組について申請し、採択された場合、その実施に際し事務局が支援を行います。また、本事業の支援以降も ESG 地域金融を金融機関として促進いただくため、ESG 地域金融の仕組み化に向けた体制構築の支援も実施します。

※各アプローチの詳細は、「ESG 地域金融実践ガイド 2.1」を参照してください

「ESG 地域金融実践ガイド 2.1」 (<https://www.env.go.jp/press/110824.html>)

※各アプローチの例示はあくまで例であり、募集案件はこれに限定しません

① アプローチ 1 : 「地域資源を活用した課題解決策の検討・支援」

- ・ 地域資源を活用して地域課題を解決することにより、持続可能な地域を構築することを目的とした取組です。
- ・ 事務局からの支援内容は、外部環境の変化に伴う地域への影響等の分析、地域課題や地域資源の特定、課題解決や脱炭素の実現などに向けた施策及び事業アイデアの検討、プラットフォームの構築を含む自治体等との連携を含めた事業主体・事業体制の構築支援となります。また、地域課題の解決や地域資源の活用に向けた、金融機関の組織として ESG 要素を考慮した取組についての仕組み化の検討も支援します。
- ・ 案件例：地域特有の資源を活用した地域活性化や環境に配慮した（脱炭素への移行を含む）持続可能な地域構築に向けた方針の検討、支援

② アプローチ 2 : 「主要産業の持続可能性向上に関する検討・支援」

- ・ 主要産業の中長期での方向性に対応した支援策を検討・実施することにより、産業の持続可能性向上を支援することを目的とした取組です。
- ・ 事務局からの支援内容は、ポートフォリオに基づく主要産業の特定及び 2050 年カーボンニュートラルなど外部環境の変化等中長期的な動向の把握、それに基づく機会・リスクの分析、具体的な施策の検討になります。支援においては、その取組を継続及び横展開できるような仕組みづくりの検討も支援します。
- ・ 案件例：脱炭素への移行に伴い主要産業への影響が想定される地域や当該企業の支援方針の検討、支援の実施

③ アプローチ 3 : 「個別企業を対象にした企業価値向上に向けた支援」

- ・ 取引先企業を対象に ESG 要素を考慮した事業性評価を行い、脱炭素への移行を含む中長期的なリスクや機会を検討することで、企業/案件の価値向上に向けた支援策を実施することを目的とした取組です。
- ・ 事務局からの支援内容は、既存取引先の事業における環境要素の抽出、リスク・機会の分析、地方創生・地域貢献等の波及効果（インパクト）分析に関わる検討を通じて、組織として ESG 要素を考慮した取組の仕組み化に向けた検討の支援となります。
- ・ 申請の対象者は ESG 地域金融に取り組み始める事業者、あるいはアプローチ 1 または 2 の分析結果を活用して本取組の実践を検討する事業者を想定します。
- ・ 案件例：環境・社会に配慮する宿泊業者の事業検討、地元のお米を活用し、地域の生態系保全を考慮した日本酒製造業者の支援・ブランド化、CO2 削減に資する循環型経済の構築に向けた廃棄物の回収・活用事業の支援

※本公募による支援とは別に、勉強会及び経営層ダイアログを実施いたします。（現時点では、時期や内容等は未定ですが、申請書において関心度合いや希望内容などを記載いただきます。）

（２）支援スキーム

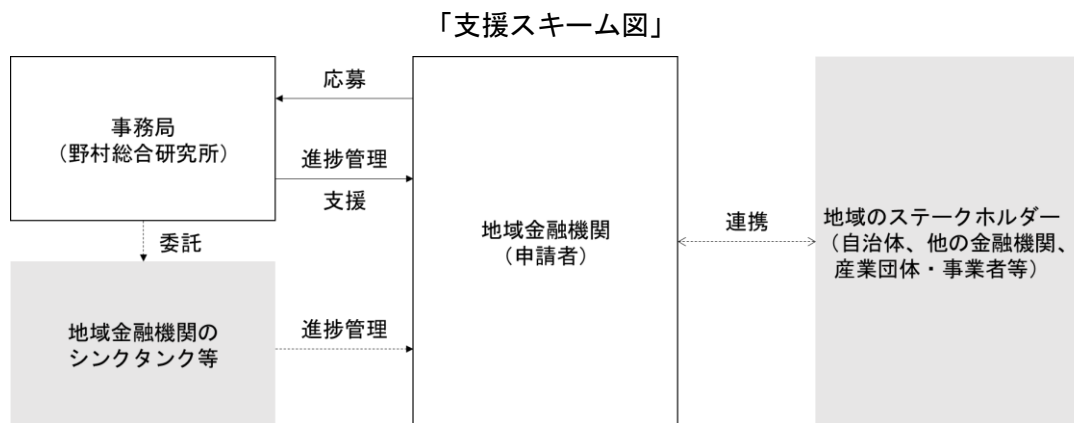
支援スキームとしては、事務局が各支援先機関の活動に関する進捗管理や支援等を担当します。なお、支援先機関が、地域金融機関のシンクタンク等（地元支援団体）の活用を合わせた検討を希望する場合は、事務局から支援の業務委託あるいは外注を行うことが可能です。（委託可否及び内容・費用は環境省－事務局で精査を行う。費用は事務局が負担（上限あり）。）

※事務局や地域金融機関のシンクタンク等（地元支援団体）の役割はあくまで支援であり、申請者である金融機関が取組を主導することが必要です。

※地元支援団体の役割が、個別案件の技術評価（技術デュー・デリジェンス等）や経済合理性評価（実現可能性評価（F/S）等）、特定企業へのコンサルティングに該当すると判断される場合、本事業の支援対象とはいたしません。

※事務局からの業務委託や外注が不可となる場合もありますが、その場合でも採択された事業を実施することが応募の前提となります。

また、地域課題の解決や ESG 金融の取組拡大に向けて地域経済エコシステムの構築が必須であるとの考えに基づき、地域内外のステークホルダー（自治体、他の金融機関、業界団体・事業者等）と連携した事業の実施も歓迎します。その場合、応募申請書 P3 の実施体制欄で、連携相手も含めた体制図やそれぞれの役割、連携の目的や想定されるメリットを記載してください。



(3) 申請内容

本事業への申請内容については、2. (1) 支援内容で示した①～③の項目のうち、いずれかでも複数の内容に関わる取組でも、事業期間内や予算内であれば申請できます。応募申請書（様式1）に従って具体的に記載してください。主な項目は以下のとおりです。

【主な記載項目】

- ・ 申請事業の名称とテーマ分類
- ・ 申請事業の概要
- ・ 実施体制
- ・ 経費内訳：地元支援団体による支援を希望する場合
- ・ 勉強会及び経営層ダイアログの希望内容・参加意向

3. 募集内容・対象者について

(1) 募集内容

| | |
|------|--|
| 件名 | ESG 地域金融促進事業 |
| 募集期間 | 令和4年5月12日(木)～令和4年6月10日(金) |
| 募集形式 | 公募 |
| 事業期間 | 契約等の締結後～令和5年2月28日(火) |
| 対象件数 | 8件程度(うち脱炭素案件関係で5機関程度を想定) |
| 費用負担 | <ul style="list-style-type: none">● 本事業の活動に伴う各地域金融機関の各種経費は自己負担● 地元支援団体等からの支援を受ける場合、費用は事務局負担。 (ただし事務局負担額は上限あり) |

(2) 応募要件

応募者は、次の①から⑤の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫または中小企業等協同組合法若しくは協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合等の地域金融機関であること。
- ② ESG 地域課題を有しており、ESG 要素を考慮した取組の実践及び仕組み化等により、課題解決へ向けて取り組む意志があること。
- ③ 申請書に記載した申請内容等について、事務局による問い合わせやインタビュー等に対応できること。
- ④ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ⑤ その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。

4. 応募書類の提出について

(1) 応募受付期間

受付期間：令和4年5月12日（木）～令和4年6月10日（金）【17:00 必着】

提出先：2022-esg-rb-koubo@nri.co.jp

締切を過ぎての提出は受け付けません。

(2) 提出先、問い合わせ先

応募書類はメールにて事務局に提出してください。メール件名は「ESG 地域金融促進事業 応募書類」としてください。

なお、郵送やファックスで応募書類の提出は受け付けません。

<事務局>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 サステナビリティ事業コンサルティング部内

ESG 地域金融促進事業事務局

TEL：070-8807-3932（受付時間10：00～12：00 13：00～17：00／月曜～金曜）

電子メール：2022-esg-rb-koubo@nri.co.jp

(3) 提出書類

① 応募に必要な書類

以下の書類を提出してください。

| 提出書類 | 書類名 |
|------|--|
| | <input type="checkbox"/> 応募申請書類 |
| | <input type="checkbox"/> 関係者の概要確認のための URL (地元支援団体、対象事業主体等を含む) |

5. 審査・選定及び結果通知について

(1) 審査・選定の方法

① 書類審査

提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

次の評価項目を踏まえて各申請内容を総合的に評価し、取組内容や対象となるテーマ、地域バランス等を勘案しつつ、支援先機関を選定します。（審査及び審査内容は非公開）

【評価項目】※太字の項目を特に重視して選定します。

- ・ 「ESG 地域金融実践ガイド 2.1」の内容を適切に理解しているか
- ・ 地域課題/地域資源/主要産業を適切に理解しているか
- ・ **地域ステークホルダーとの連携強化など、地域経済エコシステムの構築に資する取組になっているか**
- ・ 組織としての ESG 地域金融への取組強化、仕組みづくりにつながるか
- ・ 脱炭素やその他の環境要素に貢献する事業内容であるか
- ・ 申請者が中核となり事業を主導していく意志・体制が明確であるか
- ・ 適切なステークホルダーや関係部署を巻き込むなど、成果目標を達成できる実施体制及びスケジュールとなっているか
- ・ **地域金融機関の多くが課題として認識している事項についての取組であり、ガイドを通じて広く発信していくことが他金融機関にとって有意義であるか**
- ・ **ガイドや過去の事例を踏まえ、取組や対象とするテーマに先進性があるか**
- ・ 適切な経費（内容及び金額）となっているか

② インタビュー審査

書類審査を通過された金融機関を対象に、6月中旬～7月上旬の期間内で環境省及び事務局によるインタビュー審査を実施する可能性がございます。インタビュー審査には、経営層や申請者など事業の中核となり得るメンバーにご参加いただき、申請書の記載内容をもとに、具体的な進め方のイメージや実施体制についての質問にご回答いただきます。なお、インタビュー審査には、本事業の委員を務める有識者が参加する可能性がございます。

(2) 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての公募申請者に速やかに通知します。また、選定した支援先機関については、応募申請者名及び事業名等を公表します。

(3) その他

応募書類の取扱いは厳重に行い、本事業でのみ活用します。なお、機密保持の観点から応募申請者の了解なしには応募書類の内容等は一切公表しません。

6. 事業実施について

(1) 契約等の締結

事業実施にあたっては、支援先機関と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。また、地元支援団体等からの支援を受ける場合は、地元支援団体等と事務局の間で業務委託あるいは外注等に関わる契約を行います。

(2) 意見交換会への参加【必須】

外部有識者及び支援先機関、自治体関係者等で構成する意見交換会を東京都内およびオンラインにて最大4回程度開催します。意見交換会では、支援先機関の取組傾向や進捗状況に対する有識者等からのアドバイス及び支援先機関同士の意見交換による知見や情報の共有を主な目的として行う予定です。現時点では、次のように計画しています。

【実施時期（予定）】

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 第1回（令和4年9月頃） | ：個別事業の進捗報告会1 |
| 第2回（令和4年12月頃） | ：個別事業の進捗報告会2 |
| 第3回（令和5年1月頃） | ：最終報告（ESG地域金融促進事業全般のとりまとめについて） |

なお、個別事業に関する機密事項に触れることも想定されるため、支援先機関の参加形式や資料内容等については、協議の上で決定します。

(3) 勉強会及び経営層ダイアログへの参加

本公募事業以外にも、ESG地域金融の促進支援策として、支援先機関や地域金融関係者などを対象とする勉強会及び経営層ダイアログを合計最大8回程度開催します。

勉強会及び経営層ダイアログ概要：

各支援先機関の要望を踏まえ、ESGやSDGsに関わる国内外の動向、ESG地域金融の考え方や実践方法等に関する勉強会を実施します。また、必要に応じて、外部有識者や地域金融関係者などを交え、ESG地域金融に関する意見交換等を行う経営層ダイアログを実施します。

開催場所や時期、内容、参加者などは各支援先機関の要望を優先します。

(4) 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、意見交換会等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、ESG 地域金融の促進のために広く地域金融機関に役立ててもらうために作成する、本年度事業のとりまとめ資料については、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し、公開します。